

瀬戸市保育園給食業務委託（４園）公募型プロポーザル審査実施要領

1 業務等の概要

(1) 業務名称

瀬戸市保育園給食業務委託（４園）

(2) 業務内容

別紙「瀬戸市保育園給食業務（４園）仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和１２年３月３１日まで

(4) 契約履行期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

(5) 履行場所

① 水南保育園

瀬戸市東松山町 155

② 水北保育園

瀬戸市中水野町 1 丁目 141

③ 幡山南保育園

瀬戸市東菱野町 142

④ 八幡保育園

瀬戸市八幡台 2 丁目 11-1

(6) 提案上限額 184,199,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６
７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加資格確認申請書提出期限において、令和８・９年度あいち電子調達共同
システム（物品等）で瀬戸市の入札参加者名簿（給食）に登録している者であ
ること。

(3) 公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平
成１３年８月１日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業から
の暴力団排除に関する合意書」（平成２３年９月２９日付け瀬戸市長・愛知県
瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務
取扱要領」（平成１９年１２月１日施行）に基づく排除措置を受けていない者

であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (7) おおむね1時間以内に園に駆け付けられる距離に事業所その他の拠点があり、緊急時に早急に対応や調整を行える人員が対応できる体制を備えた者であること。

3 スケジュール

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 公告日 | 令和8年5月29日 |
| (2) 質疑提出期限 | 令和8年6月10日 |
| (3) 質疑回答日 | 令和8年6月12日 |
| (4) 参加資格確認申請書提出期限 | 令和8年6月19日 |
| (5) 参加資格確認通知日 | 令和8年7月3日 |
| (6) 提案書提出期限 | 令和8年7月13日 |
| (7) 第一次選定委員会開催日及び結果通知日 | 令和8年7月30日（予定） |
| (8) 第二次選定委員会開催日 | 令和8年8月18日（予定） |
| (9) 審査結果通知日 | 令和8年8月31日（予定） |
| (10) 契約締結日 | 令和8年9月11日（予定） |
| (11) 業務開始日 | 令和9年4月1日（予定） |

※スケジュールは、都合により変更の可能性があります。

4 実施要領等の閲覧及び配布方法

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市役所健康福祉部保育課
電話 0561-88-2634 FAX 0561-88-2633
メールアドレス hoiku@city.seto.lg.jp
- (2) 本プロポーザルに係る実施要領等の入手方法
瀬戸市ホームページからダウンロードすること。
記事名 「瀬戸市保育園給食業務委託（4園）公募型プロポーザル」
アドレス <http://www.city.seto.aichi.jp/>

5 質疑及び回答

- (1) 提出期限
令和8年6月10日17時15分まで

- (2) 提出場所
瀬戸市役所健康福祉部保育課
- (3) 提出方法
質問票（様式1）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。電子メールの件名は「保育園給食業務に関する質問」とすること。
送付先：hoiku@city.seto.lg.jp
- (4) 回答期日
令和8年6月12日
- (5) 回答方法
瀬戸市ホームページに回答を掲載する。

6 現地見学

- (1) 実施期間
令和8年6月1日から6月10日まで
- (2) 実施方法
令和8年6月5日までに見学希望の申し出を電話にてすること。
その後、日程調整のうえ実施する。
電話 0561-88-2634

7 参加資格確認申請

- (1) 提出期限
令和8年6月19日17時15分まで
- (2) 提出方法
参加資格確認申請書（様式2）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。電子メールの件名は「保育園給食業務参加資格確認申請書の送付」とすること。
送付先：hoiku@city.seto.lg.jp
- (3) 参加資格確認通知日
令和8年7月3日
- (4) 通知方法
申請者に対し、電子メールにより参加資格確認通知書を送信する。

8 提案書等の作成及び提出

- (1) 提出期限
令和8年7月13日17時15分まで
- (2) 提出場所
〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市役所健康福祉部保育課
- (3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

提出期限までに提出されなかった提案書は無効とする。

提出期限までに、提案書及び必要書類の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(4) 提出書類

ア 提案書

- (ア) 瀬戸市保育園給食業務委託にかかる提案書提出届（様式3-1）
- (イ) 瀬戸市保育園給食に関する提案書（様式3-2）
- (ウ) 食物アレルギーへの対応に関する提案書（様式3-3）
- (エ) 食育に関する提案書（様式3-4）
- (オ) 調理・衛生管理体制に関する提案書（様式3-5）
- (カ) 調理人員配置に関する提案書（様式3-6）
- (キ) 組織体制（指揮系統や代替体制等）に関する提案書（様式3-7）
- (ク) 研修・教育計画、移行準備に関する提案書（様式3-8）
- (ケ) 危機管理体制に関する提案書（様式3-9）

イ 事業概要調査票（様式4）

ウ 会社の沿革及び組織のわかる書類。PR用パンフレットも可とする。

エ 自社で作成している各種マニュアル

衛生管理マニュアル、異物混入防止マニュアル、食物アレルギー対応マニュアル等。食中毒発生時等の事故対応マニュアルは必須とする。

オ 2参加資格要件(7)が確保できる証明書類(事業所等の拠点、グループ会社の組織図等)

カ 見積書（様式5-1）

キ 見積書項目内訳書（様式5-2）

※アからオは正本1部及び副本7部、カ及びキは正本1部を提出すること。

(5) 作成に当たっての注意事項

ア 提案書

- (ア) サイズは、原則として日本産業規格A列4番(以下「A4サイズ」という。)とする。
- (イ) 提出書類はフラットファイル等で綴り、ア～オごとにインデックスをつけ、表紙・背表紙に「瀬戸市保育園給食業務委託（4園）公募型プロポーザル審査提案書等（正）または（副）〇〇〇（会社名）」と表示すること。A4サイズ以上の紙を使用した場合は、製本する際にA4サイズに揃えること。

- (ウ) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法による。
- (エ) 提出書類等の内容が仕様を満たしていない場合には、本市より期限を設定したうえで修正と再提出の指示をする。提案者がこれに応じない場合には提案を無効とする。
- (オ) 提案者1者につき1提案に限る。

イ 見積書

- (ア) 見積書の金額に「¥」または「金」を付すこと。
- (イ) 見積書は封筒に入れ、封筒表面に「(宛先) 瀬戸市長」及び「件名」を記入し、封筒裏面に住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、代表者印を押印すること。また、継目に3か所封印を押すこと。
- (ウ) 見積金額に対して消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出した消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするため、提案者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜金額を見積書に記載すること。
- (エ) 内容に金額の内訳を記載すること。

(6) 提案書の取扱い

- ア 提出された提案書の内容変更等は、原則として認めない。
- イ 提出された提案書は、返却しない。
- ウ 提出された提案書は、契約候補者の決定を目的として使用するものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用しない。
- エ 実施要領にて示したものの以外の資料は受理しない。
- オ 提出された提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- カ 提出された提案書に含まれる著作権及び特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(7) 提案書の無効

次のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- ア 参加資格を有しない者が提出した提案書
- イ 記載事項を判読できない提案書
- ウ 参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者が提出した提案書
- エ 虚偽の事項が記載された提案書
- オ 提案上限金額を超過した金額を記載した提案書
- カ 不正な利益を図る目的で、市の職員又は選定委員会の委員と接触した者が

提出した提案書

キ 実施要領で定める期限までに提出されなかった提案書

ク その他実施要領で定める条件に違反した提案書

(8) その他

必要に応じて提出書類の追加又は変更を指示し、提出を求めることがある。

9 契約候補者の選定

(1) 選定方法

ア 瀬戸市保育園給食業務委託事業者選定審査会において、提案者から提出された提案書及び提案者からのプレゼンテーションにより、提案の評価及び審査を行い、契約候補者を選定する。

イ 選定委員会の委員は、非公開とする。

ウ 評価点数の合計が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(2) 第一次選定

ア 第一次選定では、提出された提案書類等の書類審査により評価の高い4業者程度を選定。4事業者以下の場合実施しない。なお、第一次選定を実施しない場合は、第二次選定の際に合わせて審査する。

イ 評価項目及び評価点数、審査基準については、別紙「選定基準表」による。

(3) 第二次選定

ア 第二次選定ではプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

イ 開催日時は、令和8年8月18日10時00分から16時00分までを予定しており、時間及び場所等の詳細については別途通知する。

ウ 実施時間は、提案者につき、プレゼンテーション15分以内、質疑応答25分程度とする。

エ 出席者は3名以内とし、本業務を担当する予定の業務担当責任者は必ず出席すること。

オ プレゼンテーションは提案書により行い、追加資料の配布は認めない。

カ プレゼンテーション及び審査は非公開とする。

キ 評価項目及び評価点数、審査基準については、別紙「選定基準表」による。

10 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格とし、別途、瀬戸市指名停止取扱要領に基づき、指名停止措置を講じることがある。

(1) 市の職員又は選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

(2) 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

(3) 契約候補者の決定までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示すること。

- (4) 提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

1 1 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

各提案者に対して、次の事項を記載した結果通知書により通知する。

- ア 業務名称
- イ 契約候補者
- ウ 当該提案者の評価点数

(2) 審査結果の公表

市ホームページにおいて、次に掲げる事項を公表する。

- ア 業務等の名称
- イ 業務内容及び契約期間
- ウ 契約候補者の名称及び所在地
- エ 提案者数及び審査結果

1 2 契約手続き

(1) 契約の協議

決定した契約候補者に対して、当該業務等に係る仕様を定めるための協議を行う。

協議の結果、当該業務に係る仕様が決定した場合、見積書の徴収を行い、予定価格の範囲内で契約金額を決定する。

なお、提出された提案書の内容は、今回の契約において拘束力を持つものとするが、公正性及び透明性の確保を図るため、原則として、あらかじめ実施要領等で示した事項の変更は認めない。

(2) 契約候補者との契約の締結

契約候補者を契約の相手方として決定した場合、令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により、契約候補者と契約を締結する。

(3) 契約候補者との協議が不調の場合

契約候補者との契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行う。

次順位の契約候補者と契約の協議を行い、契約の相手方として決定した場合は、契約を締結するものとする。

なお、契約協議の時点で、次順位者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とし、第3位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行う。

(4) 契約条項を示す場所及び日時

瀬戸市役所健康福祉部保育課 公告日から提案書提出期限まで

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金に関する事項

瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）第30条の規定による。

1.3 その他

- (1) 提案書の提出及び見積並びに契約に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令、瀬戸市契約規則等関係法令を遵守すること。
- (2) 提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加資格確認申請書及び提案書等の提出後に辞退する場合は、書面（第8号様式「辞退届」）により、瀬戸市役所保育課へ持参により届け出ること。
- (4) 提出書類は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部もしくは一部を公表する場合がある。

1.4 担当部署及び問い合わせ先

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市役所健康福祉部保育課

電話 0561-88-2634 FAX 0561-88-2633

メールアドレス hoiku@city.seto.lg.jp

第一次審査用 瀬戸市保育園給食業務委託（4園）事業者選定基準表

提案書の項目	評価事項	審査の視点	配点 (30)
1 企業について			
事業概要調査票 様式 4	類似業務の実績	学校・保育園等の給食調理業務の受託実績の有無	3
2 提案内容について			
保育園給食に関する提案 様式 3-2	熱意や意欲	保育園給食に対する熱意や意欲、積極性	3
食物アレルギーへの対応に関する提案 様式 3-3	①実現可能性 ②食物アレルギー担当者	①取組・方法 ②配置計画	4
食育に関する提案 様式 3-4	①食育の捉え方 ②企画提案	①食育の捉え方 ②企画・提案	3
調理・衛生管理体制に関する提案 様式 3-5	①調理・衛生管理体制 (マニュアル) ②従事者の健康管理	①調理・衛生管理の基盤(マニュアルでの管理) ②日々の従事者の健康状態の確認方法	4
調理人員配置に関する提案 様式 3-6	①人員配置(人数) ②継続雇用	①配置計画 ②継続雇用の考え方	3
組織体制(指揮系統や代替体制等)に関する提案 様式 3-7	統括責任者	配置予定者の資格、経験値等	3
研修・教育計画、移行準備に関する提案 様式 3-8	スケジュール	受託決定から業務開始まで、実行可能なスケジュールが組まれていること 業務開始後の継続的な研修・教育計画があること	3
危機管理体制に関する提案 様式 3-9	リスク管理(マニュアル)	食中毒・異物混入・アレルギー食等について、マニュアルでのリスク管理がされていること	4

第二次審査用 瀬戸市保育園給食業務委託（4園）事業者選定基準表

提案書の項目	評価事項	審査の視点	配点 (70)
1 企業について			
事業概要調査票 様式 4	保育園調理業務の実績	保育園の給食調理業務の受託実績の有無 本市と同規模の食数、対象者(年齢)の実績の有無	5
2 提案内容について			
保育園給食に関する提案 様式 3-2	①保育園給食の捉え方 ②実現可能性 ③職員連携・園児との関わり ④独創性	①保育における給食の役割や意義の捉え方 ②現実的に実行可能か、具体的な計画や方法 ③保育士との協力意識、園児との関わり方 ④他の提案にはない、独自のアイデアやアプローチが含まれているか	5
食物アレルギーへの対応に関する提案 様式 3-3	①実現可能性 ②妥当性	①現実的な提案内容であること 知識・技術向上への具体的な取組・方法 ②目的や課題に適切に対応した提案内容であること	5
食育に関する提案 様式 3-4	①実現可能性 ②専門性	①現実的な提案内容であること 知識・技術向上への具体的な取組・方法 ②栄養士による食育指導計画	5

調理・衛生管理体制に関する提案 様式 3-5	①職員の健康状態の把握、サポート ②腸内細菌・ウイルス検査	①日々の健康状態の把握方法、体調不良者発生時のサポート体制 ②検査方法、陽性者発生時の対処法	10
調理人員配置に関する提案 様式 3-6	①人員配置(専門性・経験値) ②内定者	①専門性の高い人材配置の有無、配置予定者の経験値 ②内定者の有無	10
組織体制(指揮系統や代替体制等)に関する提案 様式 3-7	①統括責任者の機能、指揮系統 ②代替体制 ③食材費請求関連担当者	①統括責任者・各園及び市との連絡調整 トラブル発生時等の緊急連絡体制(指揮系統等) ②職員の代替体制や代行保障の有無、計画・方法 ③納入業者の納品書・請求書の照合や、市への請求を担う人員配置計画の有無	10
研修・教育計画、移行準備に関する提案 様式 3-8	①研修・教育計画 ②巡回指導	①研修・教育計画や内容が効果的なものであること、継続的に計画されていること ②定期的な巡回指導の計画・方法・内容 トラブル発生時等の急な調整に応じられる体制づくり	10
危機管理体制に関する提案 様式 3-9	①リスク管理 ②事故発生時の対応 ③欠員の対応 ④事故発生時の管理体制	①マニュアルや提案が、現実的で効果的な内容であること(専門性に長け、現場をよく理解した人材による教育管理体制等) ②事故発生時の対処・報告体制 緊急対応に応じられる体制づくり(連絡手段・現場急行) ③職員の休暇取得や急な欠員時の交代要員確保体制 ④過去3年以内の食中毒事故発生の有無 食中毒等の事故発生時の改善への取組例	10